

さがみ縦貫道路工事現場において発見された危険物に関する 安全対策連絡会議（第3回）次第

開催日時 平成14年12月20日(金)
午後2時～
開催場所 寒川町消防本部

1 現地確認

2 議題

- (1) 各機関のこれまでの対応について
- (2) 今後の予定について
- (3) その他

資料

- (1) 現在までの経緯と対策について
- (2) 会社敷地内工事現場から発見された不審物（ビール瓶）について
- (3) 旧日本軍の危険物の発見に伴う安全確保対策について（要望）写し
- (4) 旧日本軍施設における危険物の徹底調査と安全確保対策の確立を求める意見書
- (5) 建設現場等で不審な埋設物を発見したときは（県からのお知らせ）
- (6) さがみ縦貫道路工事現場で発見された危険物に伴う県警察の対応
- (7) さがみ縦貫道路工事現場において発見された危険物に関する安全対策連絡会議に係る情報等伝達フロー図（平成14年12月28日～平成15年1月5日）

現在までの経緯と対策について

危険物の発見から現在までの経緯について

1. 発見日時 平成14年9月25日（水）

2. 発見場所 神奈川県高座郡寒川町一之宮6丁目地先
一之宮高架橋下部（その10）工事*現場
※国土交通省横浜国道工事事務所発注

3. 発見の状況

高架橋の橋脚を築造するために、鋼製矢板で締切りを行い、締切り内の地盤掘削を行ったところ、異臭とともに不審物（ピン）が数本分割された状態で発見されました。

4. 発生経緯など

- ・ 9/25～27 土工掘削中に作業員がピン数本を割れた状態で確認するとともに異臭を確認
- ・ 9/30 土工掘削完了
- ・ 10/1～12 作業員6名発症（発疹、かぶれ等）
(11/6時点で発症の疑いのある2名を含め8名に)
- ・ 10/8 ピンの内容物を確認するため施工業者が民間の分析センターへ分析依頼
- ・ 10/24 民間の分析センターから施工業者へ分析が不可能と報告あり
現場そのものが旧相模海軍工廠の跡地であったことを確認
- ・ 10/31 国土交通省から防衛庁に不審物の分析依頼
- ・ 11/1 防衛庁から分析協力の回答、不審物の一部をサンプルとして採取

- ・ 11／6 防衛庁から分析結果が通知される
採取された不審物のサンプルは2種類で、「黒褐色の溶液」の主成分は「マスター（びらん剤）」、「乳白色の結晶」の主成分は「クロロアセトフェノン（催涙剤）」と同定
- ・ 11／13 第1回安全対策連絡会議開催
- ・ 11／15 神奈川県警察による大気検知調査の結果、現場周辺でマスターは検出されず、異状なし（11／16より国土交通省において継続実施）
一之宮小学校において不審物の分析結果等に関する説明会開催
- ・ 11／18 第2回安全対策連絡会議開催
- ・ 11／22 表面土壌調査（18箇所）・水質調査（13箇所）として、現場周辺で試料採取
- ・ 12／1 掘削残土仮置き場の仮囲い（鋼製矢板）設置完了
- ・ 12／2 掘削残土仮置き場表面の現場確認を実施
- ・ 12／3 掘削残土仮置き場の残土表面の詳細調査を実施し、不審物（ピン8本）を回収・保管
国土交通省から防衛庁に不審物の分析を依頼し、防衛庁より協力の回答
現場周辺の水質調査（13箇所）分析の結果、マスター検出されず
- ・ 12／4 防衛庁により、不審物の一部をサンプルとして採取
- ・ 12／5 現場周辺の表面土壌調査（18箇所）分析の結果、マスター検出されず
- ・ 12／10 ピン及びピンの破片を回収した箇所周囲の表面土壌調査（18箇所20検体）として試料採取
- ・ 12／11 防衛庁から分析結果が通知される
採取された不審物のサンプルは「黒褐色液体」8本と「黒色固体物」1本で、「黒褐色液体」7本の主成分は「マスター（びらん剤）」、工事現場に保管されていた1本の「黒褐色液体」の主成分は「レイサイト（びらん剤）」と同定され、「黒色固体物」については微量の「マスター」を検出

- ・ 12／12 第1回さがみ緑貫危険物処理に関する有識者委員会開催
国土交通省から外務省へ化学兵器禁止機関への申告のための情報提供を行い、外務省から化学兵器禁止機関に関連情報を申告
- ・ 12／13 掘削残土仮置き場のシート被覆作業が完了
- ・ 12／14 橋脚工事現場（P29至近）の表面土壤調査（12箇所12検体）
として試料採取
橋脚工事現場の仮囲い（万能塀）設置完了
- ・ 12／15 橋脚工事現場および掘削残土仮置き場の監視設備設置完了
橋脚工事現場および掘削残土仮置き場に情報コーナーを設置
- ・ 12／17 監視設備の運用開始
- ・ 12／20 第3回安全対策連絡会議開催
情報コーナーでの広報を開始する予定
- ・ 12／27 第2回さがみ緑貫危険物処理に関する有識者委員会開催予定

5. 広報関係

情報提供紙「さがみ危険物への対応」を現場周辺の4自治会へ配布しています。これまでに、第1号（11月21日）、第2号（11月29日）、第3号（12月2日）、第4号（12月4日）、第5号（12月5日）を配布しております。

また、寒川町の広報「さむかわ」にも、これまで配布した情報紙の内容を編集した総合版を12月14日に配布しており、今後は広報「さむかわ」の配布に併せて、広報を実施していく予定です。

また、掘削残土仮置き場および橋脚工事現場の現地詰所には、情報コーナーを設置しており、周辺地域への情報提供を行っていきます。

現在までの対策について

1. 安全対策連絡会議について

国土交通省、神奈川県、神奈川県警察、寒川町による「さがみ縦貫道路工事現場において発見された危険物に関する安全対策連絡会議」を第1回（11月13日）、第2回（11月18日）開催し、これまでに、①現場周辺でマスターの検知調査を実施する、②専門家による有識者委員会を設置してマスター等についての「処理計画」を検討する、③国際査察の受け入れを準備することなどが決まっております。

2. 有識者委員会について

道路敷地内に関して、危険物や残土の処理方法などについて検討を行うことを目的として、化学分野などの専門家からなる第1回「さがみ縦貫危険物処理に関する有識者委員会」を12月12日(木)に、寒川町消防本部で開催しました。委員会では、①残土についてはシートで覆っているが、さらなる安全性確保のため、テントなどで密閉性をもたせる、②危険物の保管庫は空気浄化機能を持った密閉型とする、③掘削残土仮置き場内の水路を暗渠化する、④危険物の発見された橋脚工事現場内で表面土壌調査を行う、⑤大気を24時間連続測定できる装置を導入する、⑥次回の委員会は12月27日(金)に開催予定とする、などが決まりました。

3. 化学兵器禁止機関（OPCW）への対応について

「マスター（びらん剤）」及び「ルイサイト（びらん剤）」については、化学兵器禁止条約の「老朽化した化学兵器」に該当する可能性が高いため、12月12日（木）に国土交通省から外務省へOPCWへの申告のための情報提供を行い、同日、外務省からOPCWに関連情報が申告（「さがみ縦貫道路工事現場で発見された老朽化した化学兵器の申告について」）されました。

情報提供を受けたOPCW技術事務局は、この不審物が「老朽化した化学兵器」に該当するかを確認するための査察を行うことになる見通しであり、その後、この不審物を廃棄する際にも、査察の結果を踏まえ条約の関連規定が適用されることになり、更に査察などが行われる可能性もあります。

4. マスターD検知調査について

11月16日（土）から現場周辺の大気中のマスターD検知調査を開始しており、現在、橋脚工事現場周辺で1日3回、掘削残土仮置き場周辺で1日4回実施しております。これまで、検知調査結果に異状はありません。また、11月20日（水）から大気検知調査結果を現場3箇所（橋脚工事現場北側および南側出入口前、掘削残土仮置き場前）に掲示するとともに、横浜国道工事事務所と寒川町のホームページにおいてお知らせしております。

5. 表面土壤調査・水質調査について

橋脚工事現場および掘削残土仮置き場からの表面土の飛散および雨水の浸透等による周辺環境への影響の有無を確認するため、表面土壤調査（18箇所）、水質調査（13箇所）の試料採取を11月22日（金）に行いました。12月6日（金）までに分析の結果が判明し、表面土壤調査18箇所および水質調査の13箇所すべてについて、マスターDは検出されませんでした。引き続き、関連化合物等の存在確認を行っております。

・試料分析者：（財）化学物質評価研究機構

寒川町都市計画図より転用



また、12月10日（火）に掘削残土仮置き場において、ピン及びピンの破片を回収した箇所周囲の表面土壤調査（18箇所20検体）のため試料採取しました。また、有識者委員会の意見を踏まえて、12月14日（土）に橋脚工事現場（P29至近）の表面土壤調査（12箇所12検体）のため試料採取を行い、いずれも現在分析中です。

6. 掘削残土仮置き場と橋脚工事現場の仮囲いについて

掘削残土仮置き場への立入りを防止するための仮囲い（高さ4mの鋼製矢板延長約340m）が12月1日（日）に完成しました。また、橋脚工事現場についても、仮囲い（高さ3mの万能塀延長約670m）が12月14日（土）に完成しました。さらに橋脚工事現場のP29周辺には鉄板を敷き、容易に掘削ができないようにしています。

7. 掘削残土仮置き場の現場確認について

12月2日（月）に、掘削残土仮置き場において、神奈川県警察、寒川町消防本部と国土交通省による現場確認（目視）を行い、引き続いて3日（火）まで掘削残土表面の詳細調査を行いました。この調査により回収した、内容物の入ったビン8本と、11月11日（月）に施工会社から橋脚工事現場に持ち込まれた1本を含め、9本のビンの内容物について、陸上自衛隊化学学校による試料採取を12月4日（水）に実施しました。

9本のビンの内容物の分析結果について、12月11日（水）に防衛庁より通知があり、採取された不審物のサンプルは「黒褐色液体」8本と「黒色固形物」1本で、「黒褐色液体」7本の主成分は「マスターD（びらん剤）」であり、前回分析したものと同一であると確認しました。また工事現場に保管されていた1本の「黒褐色液体」の主成分は「レイサイト（びらん剤）」と同定しました。なお、「黒色固形物」からは微量の「マスターD」が検出されました。

8. 掘削残土仮置き場のシート被覆

掘削残土表面について、残土の飛散防止等のため、ポリエチレン製シート（ラミネート加工）をひも又はテープで接合して被覆し、土のう袋をシート上に設置する作業が、12月13日（金）に完了しました。

9. 監視体制

監視体制の強化のため、掘削残土仮置き場および橋脚工事現場において、監視装置を設置し、12月17日（火）から、現場詰所（情報コーナーも併設）でこの装置による監視を開始しています。監視は、現場詰所にて、引き続き24時間体制で行っています。

現場周辺の状況



資料 2

平成 14 年 11 月 22 日

記者発表資料

会社敷地内工事現場から発見された不審物（ビール瓶）について

1 発見日時

平成 14 年 11 月 22 日（金） 10:45 ころ

2 発見場所

高座郡寒川町一之宮 6 丁目 11 番地
旭ファイバーグラス（株）湘南工場 敷地内工事現場

3 不審物件

ビール瓶 1 本 ふたなし 長さ約 30 センチ

4 発見の状況

11 月 7 日から同社事務所の新築工事をしているが、本日基礎工事のためコンボで掘削中、掘削土の中にビール瓶 1 本が混入していたものである。

5 県警察機動隊による毒ガス検知

本日（11/22）16:00 から県警察機動隊により不審物（ビール瓶）の掘り出された場所付近の検知を実施したが異常は認められなかった。

（問い合わせ先）

神奈川県防災局災害対策課 小松

電話 (045) 210-3512

メールアドレス saigaitaisaku.0311@pref.kanagawa.jp

寒川町町民部防災交通課 福岡

電話 (0467) 74-1111 (代)

ハローフォーム番号	22088
ホームページアドレス	http://www.pref.kanagawa.jp/press/0211/22088/index.htm

旧日本軍の危険物の発見に伴う安全確保対策について（要望）

平成14年9月25日、本県寒川町内で実施されている国土交通省横浜国道工事事務所発注による「さがみ縦貫道路」工事現場において、不審物が発見され、それを処理した作業員など8名に健康被害が生じる事故が発生しました。

工事現場は、旧相模海軍工廠跡地であり、その後の陸上自衛隊による分析により、不審物の中には、「マスター（びらん剤）」及び「クロロアセトフェノン（催涙剤）」が含まれていることが判明しております。

現在、横浜国道工事事務所は工事を中断し、関係機関と連携しながら安全対策を鋭意実施しており、その後、被害は出ておりませんが、旧相模海軍工廠跡地ゆえ、同様な事故の発生が懸念され、地域住民の不安ともなっております。

また、本県では寒川町以外にも旧日本軍の施設があり、様々な危険物が埋設、放置されている可能性があり、早急に対策を講じる必要があります。

つきましては、今後の「さがみ縦貫道路」工事に伴う周辺住民の安全確保及び県内での同様な被害の発生予防等のため、国の責任において次の対策を早急に講じられますようお願い申し上げます。

- 1 旧日本軍の危険物の対策に係る担当窓口を設置すること。
- 2 今後、類似の事故が発生した場合において、安全確保に即応できる体制を整備すること。

平成14年12月3日

内閣官房長官	福田 康夫 殿
防災担当大臣	鴻池 祥肇 殿
国家公安委員会委員長	谷垣禎一 殿
防衛庁長官	石破 茂 殿
総務大臣	片山虎之助 殿
外務大臣	川口順子 殿

神奈川県知事 岡崎 洋

寒川町長 山田文夫

旧日本軍施設における危険物の徹底調査と安全確保対策の確立を
求める意見書

去る9月25日、本県寒川町の旧相模海軍工廠跡地内の「さがみ縦貫道路」工事現場において作業員など8名が不審物を発見・処理した際に、発疹などの健康被害を生じる事故が発生した。その後の調査で、発症した原因が、戦時中、旧日本軍によって製造された化学兵器、マスター（びらん剤）及びクロロアセトフェノン（催涙剤）であることが確認され、周辺住民に大きな不安を与えた。

本県では、平成12年8月にも横須賀市内の旧日本海軍施設から発見された爆雷がスクラップ工場において爆発するという事故が起こっており、県内には他にも危険物が埋設、放置されている可能性が高く、早急に対策を講じる必要がある。

本来、旧日本軍によって製造された危険物の処理は国の責任において主体的に行うべきものであり、国が必要な措置を怠ってきたことがこれまでの事故を招いてきたと言わざるを得ない。

よって政府は、被災者の支援と既に発見された危険物の適正管理はもとより、一刻も早く住民が安心して生活できる平穏な生活環境を取り戻せるよう、すべての旧日本軍施設における危険物の徹底調査と安全確保対策の確立のために担当窓口を明確にした危機管理体制を整備されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年12月19日

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
厚生労働大臣
国家公安委員会委員長
防衛庁長官
防災担当大臣

殿

神奈川県議会議長 小島幸康

建設現場等で不審な埋設物を発見したときは

～ 県からのお知らせ～

平成 14 年 9 月、寒川町のさがみ縦貫道路工事現場において、掘削作業中に不審なビール瓶が発見されました。後に、ビール瓶の内容物は、化学兵器として用いられる毒ガス「マスター」ドと催涙剤「クロロアセトフェノン」であることがわかりましたが、掘削作業を行った作業員の方に、マスターの付着によるものと思われる健康被害が生じました。

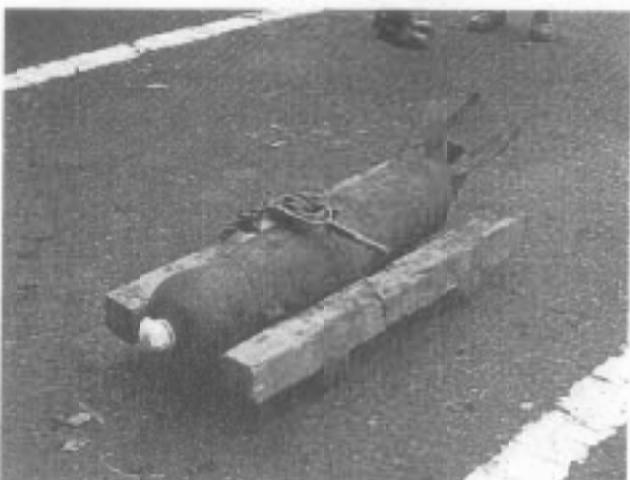
このほか、県内では、平成 12 年 8 月に、横須賀市内の老人ホーム建設現場から爆雷が発見されるなど、思わぬ所に危険物が埋められたままになっていることがあります。

建設現場等で不審な埋設物を発見したときは、危険物や爆発物であるかもしれませんので、自分の判断で触れたり、運んだり、衝撃を与えたりせずに、直ちに最寄りの警察署・消防署または県防災局災害対策課に通報してください。



発見されたビール瓶

(特徴:ビールメーカー名が右からの横書き)



過去に発見された不発弾の例



横須賀市内で発見された爆雷

ホームページのお知らせ

「寒川町の工事現場で発見された危険物について」は、県のホームページ(防災・防犯・ライフライン)で概要をお知らせしています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/menu/070.htm>

神奈川県防災局災害対策課

TEL 045 - 210 - 3521

資料 6

さがみ縦貫道路工事現場で発見された危険物に伴う県警察の対応

神奈川県警察

1 これまでの対応

(1) 警戒警備措置

橋脚工事現場及び残土置き場に対する警戒警備活動

(2) 安全対策のためのガス検知活動

工事現場、残土置き場及び周辺で安全確認のためのガス検知活動を実施。(毒ガスの検知はなかった。)

(3) 作業に伴う突発事案に備えた待機

残土置き場における表面調査及びシート覆い作業に伴い、万一に備えてN B C対策部隊、茅ヶ崎警察署員を前進待機させた。

(4) 関係機関との連携

- ・ 安全対策連絡会議への参加
- ・ 工事現場や残土置き場の保安管理体制について協議
- ・ 残土の表面調査や防衛庁サンプリング時のガス検知活動

2 今後の対応

(1) 関係機関と連携した情報収集・連絡体制を保持する。

(2) 工事現場、残土置き場に対する警戒警備を継続する。

(3) 突発時等状況の変化に対応できる警戒態勢を保持する。



【残土置き場表面調査に向かうN B C対策部隊】



【突発事案に備えて前進待機するパトカー】

さがみ縦貫道路工事現場において発見された危険物に関する安全対策連絡会議に係る情報等伝達フロー図
(平成14年12月28日～平成15年1月5日)

